

コメントの概要と対応案(中間監査基準)

| No. | 基準番号 | 項目 | コメント | コメントへの対応案 |
|-----|---------|---------------------|---|--|
| 1 | 中間監査の目的 | 合理的保証の水準 | 年度監査と同一レベルであると誤解されないよう、「 <u>中間監査の結果としての合理的な保証を得たとの判断を含んでいる</u> 」の下線部分を追加してはどうか。 | × 従来から、中間監査の保証のレベルは、年度監査の保証のレベルと異なっており、今回の改訂により変更される点はないことから修正は必要ないと考えます。 |
| 2 | 実施基準2 | 事業上のリスク | 年度監査同様、事業上のリスクを考慮することを記載してはどうか。 | × 監査基準は中間監査において準用されており、中間監査基準は主に中間監査に特有の取扱いが必要な事項を明らかにするものです。また、中間監査では、重要な虚偽表示のリスクの評価について、監査人は前事業年度の年度監査における評価を利用することが可能な場合もあることから修正は必要ないと考えています。 |
| 3 | | 「中間財務諸表項目」におけるリスク評価 | リスク評価としては、「広く中間財務諸表全体に関係」するものだけでなく、「中間財務諸表項目」におけるリスク評価が必要であることも記載すべきである。 | × この項は、「中間財務諸表全体」における虚偽表示のリスクと、これに対する全般的対応を記載しており、3項以降で「中間財務諸表項目」における虚偽表示のリスクへの対応を記載しています。 |
| 4 | | 「中間財務諸表全体」の説明 | 「財務諸表全体」と「財務諸表項目」は縦の関係にあり、財務諸表全体に関係する虚偽表示は、結果として必ずいずれかの財務諸表項目の虚偽表示に結びつく。従って、「 <u>広く中間財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連付けられない重要な虚偽表示のリスク</u> 」の表現の、下線部分は削除すべきである(監査基準のコメント25と同様)。 | × 中間財務諸表全体における重要な虚偽の表示は、全体としての中間財務諸表に広く関係する、又は、複数の中間財務諸表項目に影響を与えると考えられます。「中間財務諸表全体」における重要な虚偽表示のリスクは、特定の中間財務諸表項目に分けることや関連付けることが困難なリスクであることを明示するために指摘された部分の記載は必要と考えます。 |

| | | | | |
|---|-------|-----------------|--|--|
| 5 | | 全般的対応の年度監査との一貫性 | 年度監査での対応との一貫性を確保する観点から、「…リスクの程度に応じて、また財務諸表の監査に関連する対応も考慮して、…」の下線部分を追加してはどうか。 | × 中間監査は年度監査と同程度の信頼性を保証するものではなく、中間財務諸表に係る投資者の判断を損なわない程度の信頼性を保証する監査と位置づけられており、年度監査の監査手続の一部を省略することができます。従って、全般的対応についても、年度監査と同一の手続や対応が必要との誤解を避ける観点から、現状の表現が妥当であると考えます。 |
| 6 | 実施基準3 | 発見リスク | 発見リスクの概念が記載されていないことにより、①発見リスクはゼロで監査は常に完全であるとの誤解を与える恐れがあり、②監査リスクを合理的に低い水準に抑えるのは、発見リスクの水準の決定にあるという点が見逃され、監査リスクは企業側のリスクである重要な虚偽表示のリスクと直結しているとの誤解を与える恐れがある。 また、中間監査リスクを年度の監査リスクよりも高く設定することができる観点から、監査人が抑えることのできる発見リスクの水準は、中間監査の保証の水準の説明の観点から重要である。従って、「発見リスク」を中間監査基準でも明示すべきである。 | ○ 監査基準と同様、従来のリスク・モデルに変更はなく、また、ご指摘のような誤解を招く可能性もあること、さらに中間監査においては、中間監査リスクを年度の監査リスクより高く設定できることにより、発見リスクの水準を年度監査より高くできる場合があることから、「発見リスク」の概念を記載することとしました。 |
| 7 | | 監査計画 | 監査計画の連続性・反復性を反映させる記載を追加すべきである。 | × 監査基準は中間監査において準用されており、中間監査基準は主に中間監査に特有の取扱いが必要な事項を明らかにするものです。監査計画の連続性・反復性については、監査基準で記載がなされており、中間監査においても同様と考えます。 |
| 8 | 実施基準4 | アサーション | アサーションを「経営者が提示する中間財務諸表の記載事項」という表現がとられているが、明確な表現に修正すべきである。 | × 「保証業務の概念的枠組み」で、アサーションについて「経営者が提示する」という表現を用いていることから、「経営者が提示する中間財務諸表項目」という表現を用いること |

| | | | | |
|----|------------|----------------|---|---|
| | | | | としました。 |
| 9 | | アサーションと監査要点の関係 | アサーションを、監査人が監査要点として利用する関係を明確に表現すべきである。 | △ アサーション(経営者が提示する中間財務諸表項目)に対し、監査人が監査に当たって立証すべき監査要点を設定することになりますが、この点については、監査基準の前文で解説を加えました。 |
| 10 | | アサーションと監査要点の関係 | 現行の文章の方が良い。 | × アサーションと監査要点の関係を明示する観点から、今回の改訂が必要であると考えます。(監査基準と同様) |
| 11 | 実施基準5 | 発見リスク | 監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、発見リスクを決定するという関係を明確にすべきである。 | ○ 「発見リスク」の概念を記載する修正を行っています。 |
| 12 | 実施基準6 | 発見リスク | 監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、発見リスクを決定するという関係を明確にすべきである。 | ○ 「発見リスク」の概念を記載する修正を行っています。 |
| 13 | 実施基準7 | 特別な検討を必要とするリスク | 特別な検討を必要とするリスクは、実証手続のみを実施しなければならないと解釈されるような記載となっているのが、内部統制への依拠の検討が必要であることにも触れるべきである。 | × ご指摘の通り、中間監査においても、特別な検討を必要とするリスクに対して内部統制に依拠する場合があります。しかし、中間監査リスクの水準を年度監査に係る監査リスクの水準よりも高く設定することができるのと同時に、内部統制の評価について前事業年度の年度監査における評価を利用することが可能な場合もあるとされていることから、中間監査基準においては、内部統制の評価については記載しないことが適当と考えます。 |
| 14 | 報告基準 3 (2) | 監査報告の文言 | 「中間監査の基準は監査人に…重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るよう <u>監査を計画し実施すること</u> を求めていること」の下線部を追加すべきである(監査基準のコメントその他4と同様)。 | × 合理的な保証を得るために、監査計画を策定し監査手続を実施することから、現在の記載でも特に問題は生じていないこと、また、今後、監査基準等を継続的に見直す予定であることから、現時点では修正しないこととしました。 |